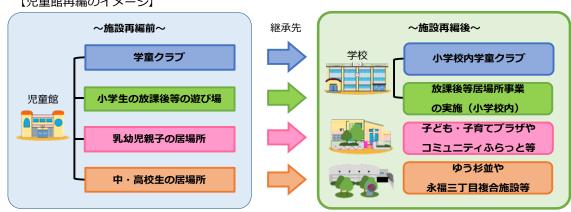
#### 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について

#### この間の「子どもの居場所づくり」の取組

#### (1) 児童館再編の取組

○ 児童館再編の取組は、乳幼児、小学生、中・高校生それぞれの発達段階や年齢層ごとに異な る多様なニーズに対応し、児童館が担ってきた機能・役割を継承・発展することができるよ う、それぞれの発達段階に応じた児童館にかわる新しい子どもの居場所づくりを進めるも のとして、平成26年度に計画化し、この間、段階的に取組を進め、区内約3分の1の地域 で実施してきました。

#### 【児童館再編のイメージ】



○ この間の取組により、児童館等の設置状況は下表のとおりとなっています。

	再編前	現在	
児童館		41	25
学童クラブ	児童館内	38	23
	学校内 (隣接地含む)	11	26
	その他区有地	1	2
	計	50	51
放課後等居場所事業		_	17
子ども・子育てプラザ		_	7
ゆう杉並		1	1
コミュニティふらっと永福 (中・高校生の新たな居場所の取組)		_	1

#### (2) 児童館再編の休止と検証

- 令和 4 年度、児童館再編に関する取組については、区民意見等を踏まえてこれまでの取組 を検証した上で、新たな方針を決定するまでの間、原則として休止することとしました。
- また、児童館再編の検証後、その検証結果を踏まえて、あらためて今後のより良い子どもの 居場所のあり方について検討していくこととしました。
- 令和 5 年度にまとめた検証結果では、児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所 機能を除き、放課後等居場所事業や子ども・子育てプラザといった居場所で、概ね引き継が

れていることが確認できた一方で、児童館が有していた役割を、今後さらに充実・発展させていく観点からは、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があること、また、再編により作られた新たな居場所においては維持することが困難な「児童館の特性」があることも確認できました。

○ また、この検証作業を通じて、居場所を利用する当事者である子どもや保護者には、その置かれた状況や成長段階等に応じて、多様なニーズがあり、居場所に求める内容も様々であることを、改めて確認することができました。

#### (3) より良い子どもの居場所のあり方の検討

○ 様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い子どもの居場所 のあり方について検討を行うこととし、区における今後の子どもの居場所づくりの指針と なる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定することとしました。

#### 2 「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて

#### (1) 子どもの意見聴取等の取組

- 「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて、令和5年11月、全庁的な庁内検討組織(杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会)を新たに設置し、検討を開始しました。
- 検討に当たって、当事者である子どもをはじめ、関係者等の意見聴取を進めています。

0	区の子どもの居場所の現状等を把握するた
	め、関係課調査を実施
0	関係課調査により抽出した居場所に対し、
	アンケートを実施
0	0~18 歳未満の子ども 9,000 人(各歳 500
	人)に対し、アンケートを実施
0	居場所実施者 (現場) の協力を得て、当該居
	場所を利用する子どもにヒアリングを実施
0	訪問した居場所: 18 か所、参加した子ども:
	幼児~高校生計 266 人
0	児童館再編の対象地域 (4 地域) でワークシ
	ョップ形式による意見交換会を実施
0	参加した区民:計 41 人
0	子どもの権利及び子どもの居場所をテーマ
	にワークショップを実施
0	基本方針に盛り込む具体的な内容について
	も意見聴取の予定

#### (2) 基本方針の骨格と素案に盛り込む内容(案)

※ 第3回杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会資料から

#### 第1章 はじめに

- 1 杉並区におけるこの間の子どもの居場所づくりの取組
  - 児童館による取組と、これを継承する児童館再編による取組
- 2 基本方針策定の経緯と趣旨
  - 子どもを取り巻く課題等の多様化・複雑化
  - 課題等の解決と基本構想の実現に向けて、児童館だけではなく多様な子ども の居場所づくりの必要性
  - 子どもの居場所づくりと子どもの権利擁護の推進
- 3 対象とする子どもの範囲
  - 0歳~18歳未満の子どもを対象
  - ※ 困難を抱える 18 歳以上の若者 (子どもから若者への継続的な支援) の居場所 に関しては、国の動向等を踏まえ別途検討が必要であることを付記する。
- 4 基本方針の位置付け
  - 区の行政計画(基本構想や総合計画等)との関係

#### 第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

- 1 子どもの居場所とは(子どもの思い)
  - 子どもが求める居場所と居場所に求める要素(子どもの声から)
  - ※ 居場所に対する子どもの思いは、「子どもヒアリング」や「子どもアンケート」 をはじめ、「子どもワークショップ 2 | での活動を通じてまとめる。
- 2 子どもの居場所に関係する者に求められること
  - 子どもの権利擁護
  - 子どもの安心・安全が守られること
  - 子どもの声を聴き、子どもの視点に立つこと など
  - ※ 「子どもの居場所」となることを目的としていない場(塾やファーストフード 店等の子どもが居場所と感じる(子どもが利用する)場所)でも、同様のこと が求められることを明記する。

#### 第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

- 1 対象とする居場所の範囲
  - 区が整備する子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
  - 区が整備する一般区民施設・事業の中で、結果として子どもの居場所となり得ている施設・事業
  - 民間(営利活動を除く)が子どもの居場所となることを目的としている施設・ 事業で、区が補助等を行っている施設・事業
  - ※ 学校(教育活動)や保育園・幼稚園等は、子どもによっては貴重な居場所の一つになっているが、設置の本来目的が大きく異なることから、子どもの居場所づくり基本方針の対象とはしないことを付記する。

2 杉並	位区における子どもの居場所づくりの理念
	○ 子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進すること
	○ 子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映する
	こと
	○ 子どもの成長支援と権利擁護を促進すること
3 子と	ごもの居場所づくりを行う上での基本的な考え方
	○ 子どもの成長過程等に応じた居場所を整備していくこと
	○ 学校施設のより一層の活用を進めること
	○ 子どもの居場所となっている一般区民施設(公園、体育施設など)を子どもの
	視点から見直すこと
	○ 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進すること(公民連携の推進)
4 今後	その具体的な取組の方向性 アスティー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・
(1) す	「べての子どものために(すべての子どもを対象にした居場所づくり)
ア	児童館
	○ 現状
	○ 子どもの声等から
	○ 今後の具体的な取組の方向性
$(2)  \overline{\exists}$	子どもの成長段階に応じたニーズに対応するために(年齢別の居場所づくり)
ア	小学生の居場所
	○ 現状(放課後等居場所事業、放課後子ども教室、遊びと憩いの場、学童クラブ
	など)
	○ 子どもの声等から
	○ 今後の具体的な取組の方向性
イ	中学生・高校生世代の居場所
	○ 現状(ゆう杉並、児童館、コミュニティふらっと、部活動 など)
	○ 子どもの声等から
	○ 今後の具体的な取組の方向性
ウ	乳幼児の居場所
	○ 現状 (子ども・子育てプラザ、児童館、つどいの広場 など)
	○ 子どもの声等から
	○ 今後の具体的な取組の方向性
(3) 個	別ニーズにきめ細かく対応するために(特別なニーズに応じた居場所づくり)
	○ 現状(杉並区子どもの学習支援・居場所事業、さざんかステップアップ教室、
	子ども日本語教室、放課後等デイサービス など)
	○ 子どもの声等から
	○ 今後の方向性

(4) 公園等の一般区民施設の充実

○ 子どもの声等から

○ 現状(公園、体育施設、集会施設、図書館 など)

○ 今後の方向性

# 第4章 多様な居場所が増え、居場所を必要とするすべての子どもが居場所につながることを目指して

- 1 多様な担い手との連携・協働
  - 子ども食堂や青少年育成委員会など、民間主導で進められている活動とその 活動への期待
  - 区の支援のあり方
- 2 子どもと居場所をつなぐ情報発信
  - 子どもがアクセスしやすい居場所情報(民間主導の活動含む)の発信の工夫
- 3 子どもの居場所ネットワーク
  - 子どもの居場所に係るネットワークづくり
- 4 子どもの権利擁護の推進(民間活動への普及・啓発)
  - 子どもの居場所となることを主目的としていない民間活動で、結果として子 どもの居場所となっている場所(塾やファーストフード店等)への普及・啓発

#### 第5章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

- 1 子どもの居場所づくりの推進組織・推進体制
  - 区の推進組織・推進体制のあり方

#### (3) 今後のスケジュール (予定)

令和6年8月	基本方針(素案)を作成
令和6年8月~9月	基本方針(素案)に対する意見聴取
	※ 児童館等の子どもの施設でオープンハウス型の説明会を実施
令和6年10月	基本方針(案)を決定
令和6年11月	基本方針(案)を区議会へ報告
令和6年12月	区民意見の提出手続き
令和7年1月	基本方針を策定

## ≪参考≫ 基本方針の対象とする居場所の現状 (概要)

## ○ 区が整備する子どもの居場所となることを目的としている施設・事業

名称 [所管課]	概要		か所数	備考
児童館	$\circ$	18 歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活	25 所	区
[児童青少年課]		の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたか		0
		にすることを目的とする児童福祉施設(児童厚生施設)です。		直接的
	$\circ$	また、23 所の児童館では、学童クラブを実施しています。		的
放課後等居場所事業	$\circ$	児童館機能の一部(小学生の一般来館の機能)を継承するものと	17 校	な 取
[児童青少年課]		して、小学校施設を活用した小学生の放課後等の居場所づくりを		組
		行う杉並区独自の事業です。(なお、国が提唱する「放課後子供教		ج ا
		室」に当たる)		て
放課後子ども教室	0	放課後に区立小学校を使って実施する、地域の子どもを対象とし	13 校	第
[学校支援課]		た、学習や様々な体験・交流活動等を行う事業です。(なお、国が		(第 3 章
		提唱する「放課後子供教室」に当たる)		早の
遊びと憩いの場	0	校庭を公園に代わる遊び場と位置づけ、小学生以下の幼児や児童	24 校	4
(校庭開放)		がのびのびと遊ぶことができる場として、遊び方の指導などを行		に 記
[学校支援課]		う開放指導員を配置し、開放する事業です。		記載)
学童クラブ	$\circ$	児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」として、保護者	51 所	
[児童青少年課]		が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対		
		し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の		
		場を与えて、その健全な育成を図る事業です。		
ゆう杉並(児童青少	0	中学生・高校生世代のための全区的な大規模児童館として、体育	1所	
年センター)		館やスタジオ、ホールなどの設備があります。		
[児童青少年課]				
コミュニティふらっ	0	中・高校生の新たな居場所の取組として、中・高校生が優先的に利	1所	
と永福		用できるスペースや時間を設けるなど、中・高校生の居場所事業		
[地域課]		として、「ティーンズタイム」を実施しています。		
部活動(中学校)	0	運動部活動:166部活、文化部活動:114部活(令和4年度)		
[学校支援課]	$\circ$	スポーツや文化、科学等に親しませ、責任感、連帯感の涵養等、		
		学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、生徒の		
		自主的、自発的な参加により行われています。		
子ども・子育てプラ	0	乳幼児親子を主たる利用対象に、子育て支援サービス・事業を総	7所	
ザ		合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として設置しています。		
[児童青少年課]				
ゆうキッズ(児童館)	$\circ$	すべての児童館において、小学生の利用が少ない時間帯を中心に、	25 所	
[児童青少年課]		乳幼児親子の居場所事業を展開しています。		
杉並区子どもの学習	$\circ$	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給世帯を含む生活困	1所	
支援・居場所事業		窮世帯の子ども、又は将来的に生活困窮となるリスクのあるひき		
[杉並福祉事務所]		こもりやニートの状態にある子どもを対象として、貧困の連鎖を		
		防止する等のため学習支援及び居場所の提供を実施しています。		
さざんかステップア	$\circ$	杉並区在住の不登校状態にある小・中学生を対象として、学習や	4所	
ップ教室		体験活動など、小集団活動をとおして自ら学ぶ力や社会性を育み、		
[済美教育センター]		将来への社会的自立等につながるよう支援する教室です。		
子ども日本語教室	$\circ$	区内在住の帰国・外国人児童生徒を対象とした日本語学習支援教	2所	
[文化・交流課]		室(週2回)で、区、教育委員会、杉並区交流協会が連携して実施し		
[済美教育センター]		ています。		

### ○ 区が整備する一般区民施設・事業の中で、結果として子どもの居場所となり得ている施設・事業

名称 [所管課]	概要		か所数	備考
公園	$\circ$	子どもをはじめとした区民が、憩いまたは遊びを楽しむために公	335 所	区
[みどり公園課]		開された場所として設置しています。		の
		(公園は、都市公園法により設置された施設)		<u>退</u>   接
		(児童遊園は、杉並区公園条例により設置された施設)		直接的な取
体育施設	$\circ$	体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心	17 所	取
(体育館、運動場、プール)		身の健全な発達に寄与するために設置しています。		組
[スポーツ振興課]				とし
集会施設	$\circ$	地域区民センター、区民集会所は、区民相互の交流及び活動の拡	25 所	て
(地域区民センター、区民		大を図ることにより、コミュニティの形成に資するために設置し		( 第
集会所、コミュニティふら		ています。		(第3章
っと、区民会館)	$\circ$	コミュニティふらっとは、子どもから高齢者までの全ての世代の		早の
[地域課]		交流及び活動の場を提供し、並びに多世代の交流に関する事業を		4 に
		実施することにより、身近な地域におけるコミュニティの形成に		記載
		資するために設置しています。		載
	$\circ$	区民会館は、区民の福祉の増進及び文化の向上に寄与するために		
		設置しています。		
図書館	$\circ$	図書館法に基づく施設として、図書、記録その他必要な資料を収	13 所	
[中央図書館]		集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調		
		査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で		
		す。		

## ○ 民間が子どもの居場所となることを目的としている施設・事業で、区が補助等を行っている施設・事業

名称	概要	か所数	備考
放課後等デイサービス	○ 児童福祉法に規定する事業として、学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進その他の支援を行っています。	24 所	(第3章の4に区の直接的な
つどいの広場	○ 乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や育児などの相談ができる場を提供し、子育てに対する不安や孤立感の軽減を図ることを目的とした施設です。	3所	記載) 取組として
子ども食堂	○ 杉並区内の「子ども食堂」は、無料または低価格で食事を提供 し、集まったみんなで食事をすることにより、地域のつながり を強くすることを目的に活動しています。個人や地域の団体に よる自主的な取り組みで、寄付や食材の提供を受けながら、ボ ランティアスタッフにより運営をしています。 (活動内容は食堂により違いがあります。)	47 所 並食トホー メックペら	の1に記載)
健全育成支援活動、学 習支援の場など	○ 青少年育成委員会や母親クラブをはじめ、地域の団体などが行 う遊びや体験、交流、学習支援など、様々な地域のボランティ ア活動があります。		して(第4章